

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 12 月 27 日

独立行政法人 雇用・能力開発機構
沖縄センター統括所長 安田 信行

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工 事 名 那覇地域職業訓練センターサッシ工事他 1 件
- (2) 工事場所 那覇地域職業訓練センター
那覇市西 3-14-1
- (3) 工事内容 別添のとおり
- (4) 工 期 平成 23 年 2 月 25 日から平成 23 年 3 月 22 日まで
※平日は訓練があるため、原則として、土・日曜日に作業を実施予定

〔 手直し工事を含む
完全引渡しの期間 〕

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 23 年 1 月 14 日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構における一般競争（指名競争）参加資格（建築工事）の「C」又は「D」等級の認定を受けている者であって、沖縄県内に本社、支店又は営業所（建設業法による）のいずれかを有する者であること。
- (3) 平成 23 年 1 月 14 日時点において、独立行政法人雇用・能力開発機構より指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (6) 当該工事について、現場代理人及び専任の監理技術者又は主任技術者を設置することができる者であること。

3 入札資料の閲覧

当該工事にかかる仕様書を下記の場所にて閲覧できる（土日祝祭日を除く。）ので、入札参加申込みの際の参考とすること。なお、閲覧のみとし、資料の複写は認められない。

- (1) 閲覧の場所 沖繩センター総務課内閲覧コーナー
沖繩県中頭郡北谷町吉原 728-6
(TEL098-936-1755)
- (2) 閲覧期間 平成 22 年 12 月 27 日から平成 23 年 1 月 14 日まで
- (3) 閲覧時間 9 時から 16 時 30 分まで（12 時から 13 時まで除く）

4 入札参加申込方法

入札参加申込書は、次に掲げるところにより行うこと。

- (1) 入札参加申込は、当機構に登録している本社（店）において行うこと。ただし、上記「2 競争参加資格」において示す沖繩県内に、本社がない場合は、沖繩県内に支店又は営業所（建設業法による）のいずれかを有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。
- (2) 入札参加申込書（別紙 1）及び「独立行政法人雇用・能力開発機構 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを、持参又は下記のとおり書留郵便（一般書留、簡易書留、特定記録等）・宅配便により送付すること。
 - ア 送付先
〒904-0105 沖繩県中頭郡北谷町吉原 728-6
沖繩センター総務課 大城
(TEL098-936-1755)
 - イ 入札参加申込書受付期間
平成 22 年 12 月 27 日 13 時 00 分から
平成 23 年 1 月 14 日 17 時 00 分まで（必着）

5 入札参加資格の決定通知

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の入札参加資格に係る審査を行う。審査の結果については、平成 23 年 1 月 17 日までに通知する。

6 仕様書の交付

入札参加資格が有ると認められた者には、申込者あて仕様書等を直接送付する。

7 質疑及び回答

仕様書、現場及び契約内容に関する質疑及び回答については、次の（１）及び（２）により取り扱うものとする。

質疑は、質問書（任意様式）によるものとし、質問書の宛名は「独立行政法人雇用・能力開発機構 沖縄センター 統括所長 安田 信行」とし、提出すること。なお、質問書の提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問がないものとする。

（１）質問書の提出

提出期限 平成 22 年 1 月 20 日 12 : 00

提出先 〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原 728-6

沖縄センター総務課

TEL 098-936-1755・FAX 098-936-1853

提出方法 原則として郵送。※FAXにて行うことも可

（２）回答書の送付

送付期限 平成 23 年 1 月 24 日

送付方法 FAXにて行う

8 入札方法等

（１）入札参加者は、仕様書、現場及び契約内容を十分検討のうえ、入札をしなければならない。

（２）入札書は、当機構指定の入札書により作成して提出しなければならない。

（３）入札参加者が代理人をして入札させる場合は、当機構指定の委任状により作成した委任状を提出しなければならない。

（４）入札参加者又はその代理人は、今回の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。

（５）入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む額）の 105 分の 100 に相当する金額（「円」を単位とする）、工事名、年月日及び宛名を記入しなければならない。

（６）いったん提出した入札書は、開札の前後を問わず、これの引換え、変更又は取消しをすることができない。

（７）次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 定められた様式以外の様式の入札書による入札

エ 記名押印を欠く入札書による入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

- キ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による入札
 - ク 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
 - ケ 金額、工事名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
 - コ 競争参加資格のあることを確認された者であっても開札時において指名停止を受けている者のした入札
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (10) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (12) 郵送による入札は認めないものとする。
- (13) 入札執行日時及び場所
- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成23年1月26日9時30分 |
| 場 所 | 〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原 728-6
沖縄センター小会議室
(TEL 098-936-1755) |
- その他 入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。
入札開始時間は、入札執行者の判断により、場合によっては遅らせることもあり得ること。
入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。
- (14) 入札書の提出方法
上記(13)の日時及び場所に持参すること。
- (15) その他
入札方法等の詳細は、入札参加者に交付する入札心得書による。

9 入札の辞退

- (1) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
- ア 入札執行前であっても、当機構指定の辞退届を、契約事務責任者あてに直接持参、

又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にある場合は、当機構指定の辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。

(2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

10 開 札

開札は、入札書を提出した後、直ちに、その場で行う。

11 落札者の決定

(1) 入札参加者のうち、その入札価格が契約の目的に応じ予定価格の 105 分の 100 に相当する価格の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の 105 分の 100 に相当する価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額とする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 当機構には低入札価格に係る調査制度があり、調査基準を設けている。

イ 調査基準を下回った入札が行われた場合は、入札を「保留」として終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

ロ 調査基準を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

ハ 調査基準を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

12 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の 105 分の 100 に相当する価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度の入札は原則として 1 回を限度とする。

13 契約内容

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）は、独立行政法人雇用・能力開発機構指定のものを使用しなければならない。

- (2) 工期 平成23年2月25日から平成23年3月22日まで
※平日は訓練があるため、原則として、土・日曜日に作業を実施する
- (3) 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から原則として10日以内に、これを契約事務責任者に提出しなければならない。
- (4) 落札者が、(3)に規定する期限内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (5) 落札と決定した入札が、上記8の(7)のキに該当することが、落札決定後に判明した場合は、その落札決定を取消し、又は契約を解除するものとする。
- (6) 当該工事については、前払金は支払わない。
- (7) 完成払は、契約の目的物を引き渡した後、その残額の支払を請求することができる。
- (8) 契約締結後にあつては、独占禁止法に違反する行為があつた場合には、損害賠償金の請求を行うとともに、契約を解除することがある。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は免除する。

15 異議の申立

独立行政法人雇用・能力開発機構の判断により入札参加資格がないとされたことに対する異議は、入札参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝祭日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、質問受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、当機構の手續に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

16 問い合わせ先

入札公告等全般に関すること

〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原 728-6

沖縄センター総務課 担当：大城（TEL098-936-1755）

質問受付時間： 9時00分から16時30分まで（土、日及び祝日除く）

以上

(入札公告の別紙1)

平成 年 月 日

独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄センター統括所長 安田 信行 殿

住 所
氏 名 印
電話番号

入 札 参 加 申 込 書

_____ 工事に係る入札について、
下記について誓約のうえ、参加を申込みます。

記

- 1 _____ 工事に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 落札した場合であっても、契約成立後に、入札参加資格等がないことが判明する等の理由で、独立行政法人雇用・能力開発機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で、参加を申込みます。

(添付書類)

- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構一般競争参加資格認定通知書の写し1部
- ・ 入札公告の4(1)の但書きに該当する場合は、現在事項全部証明書等の写し1部

所在地	(〒 -)	TEL FAX	
担当部署		ふりがな 担当者	
メールアドレス			

※参加申込みは、必ず当機構に登録している本社(店)において行うこと。

※当該連絡先あてに当該入札に係る諸連絡(仕様書等の交付など)を行う。